

兵庫県立大学

競争的研究費により雇用される若手研究者の自発的研究活動等実施要項

(目的)

第1条 この要綱は、「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」(令和2年2月12日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)(以下「実施方針」という。)に基づき、兵庫県立大学(以下「本学」という。)において、若手研究者が科学研究費助成事業(以下「科研費」という。)をはじめとした競争的研究費により雇用されつつ、自発的な研究活動等を行うことを可能とする制度(以下「本制度」という。)を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(対象制度)

第2条 本制度の対象となる制度は、競争的研究費の各制度とする。

(対象者)

第3条 本制度の対象となる研究者(以下「若手研究者」という。)は、以下の全てを満たす者とする。

- (1) 競争的研究費により雇用される者
- (2) 研究活動を行うことを職務に含む者
- (3) 各年度の4月1日時点において40歳未満である者(ただし、実施方針に基づき競争的研究費の各制度で定める規程等において、40歳以上を対象とすることを可能とする場合は、当該規程等に基づく対象者に準じる。)

(実施条件)

第4条 本制度の実施条件は、次の条件を全て満たすこととする。

- (1) 若手研究者本人が自発的な研究活動等の実施を希望すること
- (2) 研究代表者又は研究分担者(以下「研究代表者等」という。)が、若手研究者を雇用するプロジェクト、研究課題等(以下「雇用元プロジェクト」という。)の推進に資する自発的な研究活動等であると判断し、研究代表者等が所属する部局の部局長(以下「部局長」という。)が認めること
- (3) 研究代表者等が、雇用元プロジェクトの推進に支障がない範囲であると判断して、部局長が認めること(従事時間は、雇用元プロジェクトに従事する時間の20%を上限とする)

(従事できる業務内容)

第5条 本制度により従事できる業務内容は、前条の全ての実施条件を満たす自発的な研究活動等であり、他の研究資金を獲得して実施する研究活動等を含むものとする。

(事前相談)

第6条 本制度の適用を受けて自発的な研究活動等を実施することを希望する若手研究者は、事前に研究代表者等に相談しなければならない。

(承認申請)

第7条 前条による相談を受けた研究代表者等は、若手研究者が希望する活動内容等について実施条件に照らして認められると判断した場合は、部局長に申請するものとする。

2 前項の規定による申請は、承認申請書(様式1)を総務所管課に提出して行わなければならない。

3 第1項の申請者が研究分担者である場合に、研究代表者から求めがあれば、申請について研究代表者に報告するものとする。

(審査)

第8条 部局長は、前条による申請に基づき審査を行い、承認又は不承認を決定するものとする。

2 部局長は、前項の審査の結果、承認する場合は承認通知書(様式2)により研究代表者等に通知し、不承認の場合は不承認通知書(様式3)により研究代表者等に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた研究代表者等は、第6条の相談を受けた若手研究者に、承認又は不承認を報告するものとする。

4 前条の申請者が研究分担者である場合に、研究代表者の所属する研究機関(以下「代表研究機関」という。)から求めがあれば、承認申請書(様式1)及び承認通知書(様式2)の写しを代表研究機関に提出するものとする。

5 配分機関から求めがあった場合、本学又は代表研究機関は、承認申請書(様式1)及び承認通知書(様式2)の写しを配分機関に提出するものとする。

(活動報告)

第9条 若手研究者は、前条により承認された自発的な研究活動等(以下、「承認研究活動等」という。)について、活動期間中の毎年度終了時及び活動期間終了時に、活動報告書(様式7)により研究代表者等に報告するものとする。

ただし、他の研究費を獲得して行う活動については、当該研究費の規程等に基づく実績報告等を添付することで、活動報告書(様式7)の活動内容の記載に代えることができるが、当該研究費の実績報告等の提出期限までに研究代表者等に報告しなければならない。

2 前項の研究代表者等が研究分担者である場合に、研究代表者から求めがあれば、研究代表者に前項の活動報告内容を報告するものとする。

3 第1項の研究代表者等が研究分担者である場合、代表研究機関から求めがあれば、活動報告書(様式7)の写しを研究代表機関に提出するものとする。

4 配分機関から求めがあった場合、本学又は代表研究機関は、活動報告書(様式7)の写しを配分機関に提出するものとする。

(変更の事前相談)

第10条 承認研究活動等を変更することを希望する若手研究者は、事前に研究代表者等に相談しなければならない。

(変更承認申請)

第 11 条 前条による相談を受けた研究代表者等は、若手研究者が変更を希望する活動内容等について実施条件に照らして認められると判断した場合は、部局長に変更承認を申請するものとする。

2 前項の規定による申請は、変更承認申請書（様式 4）を総務所管課に提出して行わなければならない。

3 第 1 項の申請者が研究分担者である場合に、研究代表者から求めがあれば、研究代表者に変更承認申請について報告するものとする。

（変更承認審査）

第 12 条 部局長は、前条による変更承認申請に基づき審査を行い、承認又は不承認を決定するものとする。

2 部局長は、前項の審査の結果、変更を承認する場合は変更承認通知書（様式 5）により研究代表者等に通知し、不承認の場合は変更不承認通知書（様式 6）により研究代表者等に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた研究代表者等は、第 10 条の相談を受けた若手研究者に、承認又は不承認を報告するものとする。

4 前条の申請者が研究分担者である場合に、代表研究機関から求めがあれば、変更承認申請書（様式 4）及び変更承認通知書（様式 5）の写しを研究代表機関に提出するものとする。

5 配分機関から求めがあった場合、本学又は代表研究機関は、変更承認申請書（様式 4）及び変更承認通知書（様式 5）の写しを配分機関に提出するものとする。

（活動の支援）

第 13 条 研究代表者等は、承認研究活動等について、必要に応じて、実施状況等を把握し承認研究活動等を支援するとともに、適切に実施されるよう助言を行う。

（取消）

第 14 条 承認研究活動等が第 4 条に定める実施条件に違反していることが確認された場合、部局長は、研究代表者等と相談の上、年度途中でも承認研究活動等の承認を取り消すことができる。

（実施状況の管理）

第 15 条 承認研究活動等における若手研究者の従事時間は、従事状況管理表（様式 8）により管理するものとする。

2 勤務形態等の状況により、事前に総務所管課と相談の上、前項以外の方法により管理することができるものとする。

（補則）

第 16 条 この要項の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は令和 2 年 4 月〇日から施行する。

